輸出令別表第1の9(9)(省令第8条第十一号) 情報セキュリティ(秘密保護機能を有する情報通信システム)

<u> </u>					
商 品 名:		\° −\2)			
メーカー名:	************************************	式9-09	(1/2)		
型及び等級: 	- CISTEC 2010.4 (平成22年4月1日施行政省令等対応)				
質 問 事 項	回	答	備考		
第十一号 <u>秘密保護機能を有する情報通信システム</u> 又はその部分品:					
秘密保護機能(当該機能を実現するために暗号を使用したものを除く。)を有する情報通信システムであって、国際規格に照らして十分な情報の保護機能を有するもの 又はその部分品 (秘密保護機能を実現するために設計した部分品に限る。)					
(解釈) 「情報通信システム又はその部分品であって、国際規格に照らして十分な情報の保護機能を有するもの」: 国際規格ISO15408(情報技術セキュリティ評価基準(コモンクライテリア))の評価保証レベル6を超えるもの又は同等と評価されるもの。					
「部分品」: 他の用途に用いることができるものを除く。					
「貨物等省令第8条九号から第十二号までの規定中の装置若しくはシステム 又はその部分品」: 暗号機能又は秘密保護機能を有する電子計算機若しくはその附属品若しくはそ の部分品を含む。					
「注意事項]					
☆ プログラムにより、秘密保護機能機能を実現するものも当 該装置の有する機能と同等の機能とみなして手順(1)以 降で秘密保護機能を判定すること。					
◇「副次的暗号装置」の判定					
1 電子計算機又はその部分品若しくは附属品か?	□ いいえ	□ はい ←手順(1)へ			
2-1 当該貨物の有する主たる機能が、情報システムのセキュリティ管 理か?	□ いいえ	はい ←手順(1)へ			
2-2 当該貨物の有する主たる機能が、情報の送信、受信又は記録及び 保存(娯楽施設又は装置の有する機能であるもの、商業放送、デ ジタル著作権管理又は医療用の記録管理のために行われるものを 除く。)か?		□ はい ←手順(1)へ			
2-3 当該貨物の有する主たる機能が、有線若しくは無線回線網による 電気通信回線の構築、管理又は運用か?	□ いいえ ↓	□ はい ←手順(1)へ			
3 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物の主たる機能の支援のため にのみ用いられているものか?	□はい	□ いいえ←手順(1)へ			
4 上記 1~3の質問事項の回答欄において、全て左欄に のみチェックされ、これらの内容が貨物の製造者、販売者又は輸出 者によって書面により確認できるものか?	□ は い←最終判定欄へ	□いいえ			

輸出令別表第1の9(9)(省令第8条第十一号) 情報セキュリティ(秘密保護機能を有する情報通信システム) 該非用パラメータシート (情報セキュリティ・貨物・パート2) 様式9-09

(2/2)

	<u> </u>		
質問事項	回答		備考
手順(1): 秘密保護機能を有する情報通信システム信号の漏えいの機能の判定			
秘密保護機能を有する情報通信システム又は その部分品か?	<u>いいえ</u> ←判定欄へ	□ it iv	
・ 秘密保護機能を実現するために暗号を利用したものか?	□ <u>はい</u> ←判定欄へ	□ :เงเล:	
 国際規格に照らして十分な情報の保護機能を有するものか? (解釈) 「情報通信システム又はその部分品であって、国際規格に 照らして十分な情報の保護機能を有するもの」: 国際規格ISO15408 (情報技術セキュリティ評価 基準(コモンクライテリア))の評価保証レベル6を超える もの又は同等と評価されたもの。 	□ いいえ←判定欄へ	□ id in	
部分品か?秘密保護機能を実現するために設計した部分品か	□はい	□ <u>いいえ</u> ←判定欄へ	
is in series to the series of	<u> いいえ</u> ↓	<u>はい</u> ↓	
手順(1)の判定欄: 以上の結果、当該貨物、プログラムの有する秘密保護機能は標記第十一号に該当するか?(注1) ※ 技術の判定のため、秘密保護機能機能の判定のみを確認する 場合は、ここで終了。貨物の場合は続けて手順(2)へ。	□ <u>いいえ</u> (非該当)	□ <u>はい</u> (該当)	
手順(2):プログラムのみにより当該機能を実現する場合の判定 (貨物の判定の場合で、手順(1)の判定欄が「はい」の 場合にのみ、続けて判定する)			
a. プログラムのみにより、貨物の有する秘密保護機能機能と同等の機能を実現するものか? →「□ はい 」の場合は、上記手順(1)の判定結果を用いて、外為令別表の9の項(1)の判定を行う。 (様式9−技術(別紙1)を用いて判定すること)	 ↓(貨物は当該		
最終判定欄(貨物): 以上の結果、標記第十一号に該当するか?(注2)	□ <u>いいえ</u> (非該当)	□ <u>はい</u> (該当)	
	<u> </u>		

- (注1) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、<u>左欄のみにチェック</u>された場合は、当該判定貨物が標記第十一号に<u>非該当</u>であり、 1つでも右欄にチェックされた場合は<u>該当</u>と判定される。
- (注 2) 手順(1)の判定欄の

 <u>左欄にチェック</u>された場合は

 <u>その判定結果</u>が、

 <u>そうでない場合は、手順(2)</u>または

 <u>最終判定欄の判定結果</u>が

 散長終判定となる。

作成責任者:	(作成年月日	年	月	日)	
会 社 名					
所 属					
(フリガナ)					
氏 名					印
電 話					